

| | |
|---------|-------------------------|
| 氏名 | くろ だ たつ や 黒 田 達 也 |
| 学位の種類 | 博 士 (文 学) |
| 学位記番号 | 論 文 博 第 454 号 |
| 学位授与の日付 | 平 成 15 年 7 月 23 日 |
| 学位授与の要件 | 学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当 |
| 学位論文題目 | 日 本 古 代 大 臣 制 史 論 |

論文調査委員 (主査) 教授 鎌田元一 教授 勝山清次 助教授 吉川真司

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、六世紀以前の古代日本に「大臣・大連制」なる執政体制が存在したという通説に対して疑義を呈し、それに替る執政体制としてどのようなものが想定されるかということについて、朝鮮・中国の制との関わりの中で論じたものである。

第一章は「大臣・大連制」についての疑問を提起したものである。『日本書紀』継体・欽明各条には「大臣」が我が国の最高官であることを示す記述や、大連よりも大臣の方が上位のものであることを示唆する記述があることから、『日本書紀』等の「臣」「大臣」の古訓や用法から「大臣」の訓みを検討し、官職としての「大臣」の訓みは「オホオミ」ではなく「オホマヘツキミ」が元来のものであることを明らかにし、「大臣」という職名は臣姓氏族の代表者という意味のものではなく、議政官である特殊身分の「マヘツキミ」の代表者というところからのものであること、「大臣・大連制」に替って「大臣—マヘツキミ制」を想定すべきことを論じる。

第二章は「大臣・大連制」なる執政体制が存在しなかったとすれば、物部氏が蘇我氏に対抗し得る有力勢力であったことを示すほとんど唯一の伝承である『日本書紀』の「崇仏論争」をどのようにとらえるべきかということについて論じたものである。百済からの献仏あるいは仏像の伝来と「崇仏論争」は我が国と百済との関係が悪化している時に行われ、その後は友好関係が復活していること、「排仏」は経文や新羅からの仏像には及んでいず百済からの仏教に限定されており、物部氏や中臣氏は仏教の受容そのものに反対しているのではなく、百済からの仏教に異をとなえたとされているのであり、蘇我氏による親百済政策が我が国が朝鮮半島から影響力を後退させる原因となったと主張していること、物部氏・中臣氏の「排仏」的行動は『日本書紀』編纂段階の左大臣石上麻呂・右大臣藤原不比等にとって祖先顕彰的性格のものであることを論じ、「崇仏論争」をもって大連物部氏が大きな勢力を有していたとすることができないことを論じる。また、百済系・蘇我氏系仏教受容を容認した欽明・用明については、それぞれに関わる「広庭」「橘」を有する斉明の朝倉橘広庭宮が神の忿で被害を受けたという斉明紀の記述によって批判されていることを論じる。

第三章は、物部氏の位置付けと「大臣・大連制」なる権力形態の存在を否定する場合に問題となるいま一方の大連大伴氏の位置付けとともに、用明死後前後の争乱が否定し得ないものであるとすれば蘇我氏系と抗争した勢力が何であったかを、六世紀初頭以後蘇我政権成立までの政治過程の中で論じたものである。大伴氏の伝承で一定信憑性があるのは継体段階以後のものであり、そこでは蘇我氏に従属的な氏族として現われていること、物部氏は、石上神宮の管掌、物部や物部の伴造氏族の始祖伝承、魂振の呪術、氏名を和珥氏系氏族と同じくする同族の存在等から和珥氏との共通性や親近関係が想定され、后妃との関係から和珥氏支配下にあったことが想定されること、中臣氏も「崇仏論争」における物部氏との関係や和珥氏系の中臣臣の存在から和珥氏の下にあったことが推測されることより、蘇我氏を中心とする勢力と物部・中臣両氏との争乱は当時の蘇我氏・和珥氏二大勢力の衝突が改作されたものと想定されることを論じる。この二大勢力の衝突の前史として、継体—宣化朝と安閑朝との対立、その結果としての許勢氏・多氏の衰退・没落により、欽明朝では蘇我・和珥両氏による政権運営がなされたこと、当初は蘇我氏が外政、和珥氏が内政を分掌していたが、吉備等への屯倉の設置を契機として蘇我氏

が内政にも密接に関係し始めたことが両派の衝突に至らしめる原因になったことを想定する。また、「大連」とは、執政官ではなく、『礼記』の東夷の子小連・大連の故事にちなんで、喪礼に関わるものとして置かれたものと考えられることも論じている。

第四章は、大臣と大連の任命が雄略朝に始まる如くに『日本書紀』に記されていること、またそれ以前にも「大臣」「大連」が付される人名が位置付けられていることの原因について、当時の政治過程とともに、論じたものである。雄略の死から推古に至る『古事記』『日本書紀』の各天皇の在位年数は全て当年称元法で理解できること、雄略の死から欽明の即位に至るまでに、清寧一飯豊と仁賢・顕宗との対立、仁賢と顕宗との対立、武烈と継体との対立、継体一宣化と安閑との対立、という大和政権の分裂が想定されること、『日本書紀』の雄略条以降に見える大臣は、全ての人名が実在人物の名とは必ずしも見なし得ないが、それぞれの時代の有力者とみて良いと考えられること、大伴氏が雄略朝～宣化朝の朝廷内の第一人者の如く『日本書紀』に伝えられているのは蘇我氏に替って大伴氏が位置付けられたことによるとみられること、履中紀以前に見える大臣武内宿禰も葛城氏や和珥氏が大和政権の有力構成氏族であった時代を反映するものであり、大連として現われている物部氏は、雄略紀以降の場合と同様に、和珥氏の伝承が改変されたものであることを指摘しながら、『日本書紀』における大臣・大連の計画的配置が、全体として見れば造作ではあるが、一定の史実に基づきながらそれらを改作するかたちでなされたものであることを論じている。

第五章では、中国史書や『三国史記』に伝えられる新羅の「十七等」官位について論じている。一位の伊伐滄から五位の大阿滄については、それらを官位とすれば官人の位が降下している見過ごすことができない例があると同時に、これら五官位を官職と解釈すべき史料も存在すること、しかしこれらは律令官職ではなく統一新羅段階では中国の散官の如きものとみられること、それらは官位としては大阿滄で一括されること、新羅の官位は十三階であったと考えるべきことを論じる。

第六章では、孝徳朝前代の「大臣—マヘツキミ」という権力形態と朝鮮三国の権力形態とを比較・検討している。我が国のマヘツキミは第一位大徳・第二位小徳の官人で構成されていたことを論じ、高句麗・百済・新羅の制との関係を検討する。高句麗については、『翰苑』所収「高麗記」に官位と思しきものが十六階記されているが、第一位大対盧～第五位衣頭大兄は官職とみるべきもので、それらには第一位の官位主簿の官人が任じられ、また対盧という特殊身分の官人を示す呼称が存在し、それは第一位及び第二位大使者の官人で構成され、大対盧はその代表であることを論じている。百済では、第一位の官位とされる佐平（左平）は身分的呼称で、第二位達率以下が官位であり、佐平は達率と次の官位恩率の官人が任じられたこと、上佐平は官職名ではなく、佐平を上・中・下に区分した一つの身分的呼称であり、官職名としては大佐平が相応しいことを論じる。新羅については、「和白」は、一人でも反対者がおれば議決しないという『新唐書』の記述からすれば、慶州貴族の合議組織ではあっても雑多な官位の者が参加していたとは考え難く、大阿滄の官位の者も含めて阿滄と表現していると考えられるものがあることから、第一位大阿滄・第二位阿滄の官人で構成されていたと推測されること、上大等は、慶州貴族（大等）の代表ではあるが、議決機関たる和白との関係では、大阿滄・阿滄の官人の代表という位置付けになることを論じる。その上で、高句麗の大対盧—対盧、百済の大佐平—佐平、新羅の上大等—和白は、我が国の冠位十二階段階の大臣—マヘツキミ制と共通すること、朝鮮三国の官位と我が国十二階冠位は中国の正四品以下に位置付けられること、高句麗の大対盧は「大臣」とも表記され得るもので我が国の最高官大臣と相通ずることを論じている。

第七章では、百済の中央官制である「六佐平」と「二十二部司」について中国北周の制との関係を論じている。佐平については、本来定員五人であり、内臣・内頭・内法・衛士・朝廷の五佐平は北周天官府所属の納言中大夫・大府中大夫・宗師中大夫・官伯中大夫・御正上大夫と職掌を共通にすること、二十二部司も北周の官と関係するが、内官十二部司は天官府家宰を除く十三の統属関係に基づき天官府以外の官府所属官の職掌を取り入れたものであり、外官十部司は地・春・夏・秋・冬五官府を基に部司の数を十とし、五官府所属官をそれぞれの職掌によってまとめたり不要のものを捨象したりして形成されたものであること、また、六世紀段階の百済の中央官制が五佐平・二十二部司であることと地方行政区画が五方二十二檐魯であったこととは対応しているが、二十二檐魯が大きく五方にまとめられ、王都も五部に分けられる「五方五部」の制も、『周礼』鄭玄注に周王支配の百里が六郷に区分され各郷が五州から成っていたとあることと関係することを論じる。

第八章では、天武朝の官制が大宝令の官制はもとより浄御原令のそれともかなり異なるという早川庄八氏の指摘を再検討し批判的に発展させることを企図して、朝鮮の制との関係も視野に入れて論じる。天武朝における官司太政官は納言ではな

く官職太政官によって構成されており、官職太政官の官人が刑官・民官の長官を兼ねていたこと、納言については、納言と伝えられる官人とともにそれであったことが想定し得る者の検討を通じて、納言の官人が多くの重要官司の長官を兼任していたが、納言が属する官司は設置されておらず、浄御原令で初めて官司内に位置付けられたこと、天武朝では太政官と「六官」との従属関係は明確ではなく、法官・理官・大蔵・兵政官・宮内官・大弁官が並立的に存在しており、浄御原令制への過渡的な形態であったこと、浄御原令制で太政官と中官（中務）とが並立し、隋・唐の制に倣って太政官の下に左弁官・右弁官を通じて法官・理官・民官と兵政官・刑官・大蔵がそれぞれ位置付けられたことを論じている。また、天武朝の重要官司は大弁官を除くと五官司となるが、これは朝鮮三国が共通して五官を有していたことと関係すること、五官司と百濟の「六佐平」とにかなりの共通性がみられること、新羅の律令官制とも職掌上の対応関係が見出されるとともに、和白構成者が重要官司の長官を兼ねていたと想定されること等から、天武朝の官制が朝鮮の制の影響を受けたものであったことを論じている。

第九章は、我が国及び高句麗の大臣の源流を中国に求めることができるか否かについて論じたものである。「大臣」という表現には漠然と高官を意味するに過ぎない場合もあるが、一定の範囲の官人を示す用法もあることから、『史記』から『新唐書』に至る中国正史に見える「大臣」を含む表現、漢段階の比二千石以上の官職及び魏以後の三品以上の官職の品階の変遷、「大臣」と記されている官人の実例を検討し、前漢段階では秩比二千石以上の官職にある官人、後漢では中二千石以上の官職にある官人、魏以後では三品以上の官職にある官人と考えられることを論じる。また、大臣蘇我馬子が冠位を超越した存在であったこと、大対盧（大臣）は、官位制の枠内のものであるが、全ての官人の上に立つ存在ということから、外見上は三品官以上のものであること、冠位十二階成立段階は高句麗と友好関係にあったことから、中国の「大臣」を基に既に成立していた高句麗の「大臣」が我が国の最高執政官の名称として導入されたことを論じる。

終章では、「大臣—マハツキミ制」の形成は蘇我氏系と和珥氏系との争乱後であるが、その原形として葛城系諸氏族間の合議体の存在が想定されること、大臣二員制は乙巳の変後ではなく、蘇我本宗家が上宮王家を滅ぼして権力の集中を企図するなかで蝦夷とともに入鹿が大臣となったことに始まることを論じている。

補論は第三章と第四章とに関わるものである。

Iでは、天皇の在位年数は、清寧～推古のみでなく、舒明～皇極についても当年称元法でとらえることができること、『日本書紀』の皇極・孝徳関係の紀年は、古人の即位が隠蔽されているとみられること等、かなりの変改が加えられていることを論じる。

IIでは、『古事記』『日本書紀』に見える皇族反乱伝承が有力氏族の消長とともに王統譜の形成・変改と密接に関係していること、タギシミの乱、タケハニヤスヒコの乱、サホヒコの乱、カゴサカ・オシクマの乱、オホヤマモリの乱、スミノエノナカの乱は履中・反正から雄略系に王統が移る際の争乱が基になっていること、マユワの変は雄略が安康を殺したことが変改されたものであることを論じている。

IIIでは、朝廷による地方平定説話には和珥氏が大きく関わっており、それには一定の史実が反映されていること、原初的な説話は垂仁朝でヒコユムスミ・ヌナカハミミの丹波・東海派遣、次いでヤマトタケルの西征・東征が行われ、その後には毛野（東山道）や吉備にそれらの地域を支配するためにミモロワケやワカタケルヒコが派遣され、それぞれの後裔はその地に土着したというものであったことを論じている。

IVでは、木梨軽皇子に関わる伝承・系譜には孝徳・古人・大友関係のものが投影されているが、安康前後に和珥（春日）氏が抑圧されたことが背景にあること、物部氏は和珥氏系の伝承を自氏のものとして取り込んでいるが、自氏が勢力を失ったなどとするわけに行かず、キナシノカル説話が造作されたことを論じている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、六世紀以前の古代日本に「大臣（オホオミ）・大連（オホムラジ）制」なる執政体制が存在したとする通説を批判し、当時の倭政権の権力構造を歴史過程に即して具体的に復元するとともに、特に六世紀末以降成立する「大臣（オホマハツキミ）—マハツキミ」の執政体制について、それが朝鮮三国の制との密接な関わりのもとに成立したことを明らかにしたものである。全体は前編「大臣・大連制の再検討」（第一～第四章および補論I～IV）と後編「大臣制と中国・朝鮮

の制」(第五～第九章)とに大きく分かたれ、最後に「大臣制」の形成過程とその後の変遷を通時的に叙述し、本論文を総括する終章が配されている。

六世紀末に大連物部守屋が蘇我馬子によって滅ぼされ、以後大臣蘇我氏を中心とする政治体制が確立する以前にあっては、五世紀以来、倭政権の権力体制は「大臣・大連制」とも称すべきものであったとするのが従来の通説である。すなわち大臣は、大和周辺を本拠とし独自の政治的基盤を保有しつつ王権と関わりを持つ臣姓氏族を代表し、大連は王権と直結し大王家の家政機関を構成する連姓伴造氏族を代表して、相並んで最高執政官としての位置を占め、その下に大王家に対して歴史的関係を異にする上記のごとき二つの畿内豪族の集団が、新羅の和白や加羅諸国の早岐層の会議のような形態で組織されていたとするのである。

これに対し、論者は、大臣・大連任官記事を始め、大臣と並ぶ最高執政官として大連なる地位があったかのように述べる『日本書紀』の記事はすべて造作であり、却って同書に我が国の大臣を新羅の上臣に当てる記述が見られるように(継体紀二十三年四月条註)、大臣こそが倭政権の最高官であること、また官職としての「大臣」の訓みは「オホオミ」ではなく「オホマハツキミ」が元来のもので、従って「大臣」という職名は臣姓氏族の代表者という意味のものではなく、議政官である特殊身分の「マハツキミ」の代表者の意味であり、「大臣・大連制」に替って「大臣(オホマハツキミ)ーマハツキミ制」を想定すべきことを主張する。この体制は五世紀段階ですでに形成されていた葛城系諸氏の間での連合体の形態を原型とし、六世紀段階における蘇我氏勢力と和珥氏勢力との拮抗・抗争を経て、六世紀末、蘇我氏の覇権の下で制度的に整備されたというのである。このように、大臣に並ぶ最高執政官としての「大連」の存在を否定し、いわゆる大化前代の政治体制を「オホマハツキミーマハツキミ」の体制として捉える見解は、今日では他に同様の見解をとる研究者も多く見られ、一つの有力な学説としての地位を固めつつあるが、初めてこの問題に本格的に取り組み、「大臣・大連制」を否定し、大臣を「オホマハツキミ」として捉えるべきことを明らかにしたのは論者であり、この点において本論文は高く評価される。ただ、五・六世紀の政治過程の具体的復元を試みる段になると、もとより記紀以外にほとんど史料がなく、研究者の主観的判断を排除しきれない事柄とはいえ、『日本書紀』の記述に対する批判に急なあまり、その記事の取り扱い・解釈にやや恣意的かと思える点の見られることが惜しまれる。

次に本論文の価値として挙げられるべきは、朝鮮三国の官位とその権力形態に関する研究である。それと倭国の冠位十二階および「大臣ーマハツキミ」という権力形態との比較が試みられ、両者が密接な関係にあることが指摘されているのであるが、新羅や高句麗の官位についての理解は創見に満ちたもので、従来の研究の面目を一新したものと評価できる。その結果、これまで指摘されていた冠位十二階と百済の官位との構造的連関性が、単にそれに止まるものではなく、新羅や高句麗の官位制をも含めた共通の構造であることが明らかにされ、六世紀末から七世紀中葉に至る国制が、朝鮮諸国のその強い影響下に成立したものであることが改めて認識されることとなった。

また、百済の中央官制および地方行政組織と『周礼』・北周の制との関係についての指摘も興味深い。従来も「二十二部司」のうち幾つかの官司の名称から、北周の官制の影響を指摘する見解が一部にあったが、論者はこれを推し進め、中央官制のうち「六佐平」は本来五佐平で、内臣・内頭・内法・衛士・朝廷の五佐平は北周天官府所属の納言中大夫・太府中大夫・宗師中大夫・宮伯中大夫・御正中大夫と職掌を共通にすること、二十二部司のうち内官十二部司は天官府冢宰を除く十三の統属関係に基づき、天官府以外の官府所属官の職掌をも取り入れたものであり、外官十部司は地・春・夏・秋・冬五官府を基に部司の数を十とし、五官府所属官をそれぞれの職掌によってまとめたり不要のものを捨象したりして形成されたものであること、また、六世紀段階の中央官制が五佐平・二十二部司であることと地方行政区画が五方二十二檐魯であったこととは対応しているが、二十二檐魯が大きく五方にまとめられ、王都も五部に分けられる「五方五部」の制も、『周礼』鄭玄註に周王支配の百里が六郷に区分され、各郷が五州から成るとされることに関係することを論じる。中国南朝の諸王朝と関係の深かった百済に何故北周の官制が取り入れられているのか、今後に究明されるべき大きな課題を残すが、刺激的な提言である。

その他、七世紀後葉の天武朝の官制についても、当時の太政官が納言一官のみで構成されていたという近年有力な学説に対し、納言と太政官を切り離し、それぞれ別個のものと解釈しうる余地のあることを示すなど、総じて本論文は意欲的な言説に貫かれているといつてよい。それだけに個々の結論の当否をめぐっては議論をよぶ点も多いと思われるが、我が国にお

ける律令国家成立以前の権力体制を「大臣・大連制」なる通説の否定に立って、朝鮮三国の国制との関わりという一貫した視座のもとに解明しようとした労作であって、その点は高く評価されねばならない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値のあるものと認められる。なお、2003年6月27日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。